

2. 冷房施設使用規程

1 空調稼働条件

5月15日から10月15日までの間で室温が27度を超える時（窓解放時）

2 基本的な使用時間帯等

- (1) A棟・B棟は、生徒の始業15分前から終了時までとする。
- (2) 中央棟（4階を除く）・管理棟・体育館は、原則として職員の勤務時間終了までとする。ただし特に必要と認められるときは、調整延長することができる。
- (3) 特別教室棟・中央棟4階は、授業・講座が実施される時間帯とし、特に必要と認められる時は、調整延長することができる。
- (4) 土・日曜日等の正規の授業校時以外の使用については、全学年、学年単位、学科単位（理数科、国際英語科）で講座始業から講座終了時刻までとする。
- (5) 学年単位、学科単位で使用するときはA棟・B棟どちらかにまとめて使用する。

3 特別な使用時間帯等

- (1) 職員会議などで時間延長の時は、会議終了時までとする。
- (2) 生徒対象でどうしても冷房を使用しなければならない時に調整する。
- (3) 学校行事などで冷房を使用するときに調整して使用する。
- (4) その他その都度冷房を使用する必要がある時に調整する。

4 夏季休業期間の使用について

- (1) A等・B棟については、前期・後期講座期間中は講座始業15分前から講座終了時刻までとする。
- (2) 中央棟（4階を除く）は職員の勤務時間終了までとする。ただし、講座期間中は必要に応じて調整する。
- (3) 管理棟は職員の勤務時間終了までとする。ただし、必要に応じて調整する。
- (4) 特別教室棟、中央棟4階については、必要に応じて使用する。

附 則 この規程は、平成2年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、平成12年7月21日より施行する。

附 則 この規程は、平成14年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、平成24年4月1日より施行する。